



鳥取県公報

平成17年12月13日(火)
第 7 7 4 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (921) (協働推進室) 1
	平成17年県民健康栄養調査実施要領 (922) (健康対策課) 1
	指定居宅介護支援事業者の指定 (923) (東部福祉保健局) 3
	結核予防法による医療機関の指定 (924) (米子保健所) 3
選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (79) 3

告 示

鳥取県告示第921号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年1月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年12月13日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 申請のあった年月日
平成17年11月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 のどか
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小田原 義彦
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市気高町二本木41
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者（児）等の福祉サービスを必要とする方を対象として、その利用者の立場に立ったより良い福祉サービスを提供することにより、地域の福祉及び教育の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第922号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づき、平成17年県民健康栄養調査を次の要領により行うので、同条例第2条の規定により告示する。

平成17年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調査の目的

この調査は、県民の食生活の実態、健康状態等を把握し、もって生活習慣病の予防等のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

この調査は、次の表に掲げる平成12年国勢調査により設定された調査区から無作為に抽出した11調査区に所在する世帯のうちから、1調査区当たりおおむね25世帯の割合で抽出した世帯及びその構成員について行う。

平成12年国勢調査調査区番号	その区域
91 - 1 - 1、91 - 1 - 2、92 - 1	鳥取市馬場町の一部
2 - 1	鳥取市用瀬町鷹狩の一部
8 - 1	東伯郡湯梨浜町大字泊の一部
222 - 1 - 1 ~ 4、223 - 1 - 1 ~ 7	米子市米原九丁目の一部
19 - 1	西伯郡大山町潮音寺
28 - 1	日野郡江府町大字下安井

3 調査項目

この調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 栄養摂取の状況（アからウまでは満1歳以上の者、エは満20歳以上の者を対象とする。）

- ア 世帯の状況
- イ 食事の状況
- ウ 食物摂取の状況
- エ 食習慣の状況

(2) 身体の状況（ア及びイは満1歳以上の者、ウからオまでは満15歳以上の者を対象とする。）

- ア 身長
- イ 体重
- ウ 腹囲
- エ 血圧
- オ 歩行数

(3) 健康づくり意識（満15歳以上の者を対象とする。）

- ア 健康増進に関する意識
- イ 生活習慣病に関する意識
- ウ こころのケアに関する意識
- エ 寝たきり予防に関する意識

(4) 子どもの食生活の状況（満3歳以上15歳以下の幼児、小学生及び中学生を対象とする。）

4 調査の期日

この調査は、平成17年12月13日から平成18年1月31日までの間において、調査区域ごとに指定する日の状況について行う。

5 調査の方法

この調査は、次に掲げる調査事項に応じ、それぞれに定める方法で行う。

(1) 3の(1)、(3)及び(4)に掲げる事項 調査員の指示に従い、世帯の代表者及び食事を担当する者が調査票に所定の事項を記入する方法

(2) 3の(2)に掲げる事項 あらかじめ指定した会場において、医師等が調査項目の計測及び問診を行う方法

6 調査結果の公表

この調査の結果については、平成17年県民健康栄養調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第923号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月13日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人讚美会 理事長 森本美明	鳥取市湖山町東四丁目51	おれんじ湖山居宅介護支援事業所	鳥取市湖山町東四丁目51	平成17年12月1日

鳥取県告示第924号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月13日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長290 - 7	平成17年11月20日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第79号

平成17年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,023であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成17年12月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

